

せいかつほご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護について、あなたに知っておいていただきたいことをわかりやすく書いたものです。^{かならず}お読みください。

また、いつでも見^みができるよう、たいせつに保管しておいてください。



まつうらしふくしむじょ
松浦市福祉事務所

もくじ 次 (Contents)

01 生活保護とは
P 1

02 生活保護を受ける前に
P 2 (新規相談者用)

03 生活保護のしくみ
P 3

生活保護の種類 I

04 P 4

05 生活保護の種類 II
P 5

生活保護の相談から
かいし 開始まで

06 P 7

07 生活保護の支給
P 8

08 必要な届出
P 9

09 権利と義務
P 10

10 医療・介護
P 12

11 その他注意事項等
P 14

01 生活保護とは

私たちが生活していると、一生懸命に働いても生活できない、病気や事故などの思いがけないできごとで働けない、年齢を理由に働けないなど、さまざまな事情によって、生活を維持できなくなることがあります。

このような時に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助する制度が生活保護です。生活保護はあなたや家族の資産、能力などを活用しても、どうしても生活に困るときに、必要に応じた保護を行うとともに、一日でも早くご自身の力で生活できるように支援することを目的としています。

日本国憲法

(生存権、国の社会的使命)

第25条 すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

02 生活保護を受ける前に まえ せいかつほごう まえ まえ しあいきそうだんしゃよう **(新規相談者用)**

せいかつ こま 生活に困っていませんか？

こま 困っている

こま 困っていない

せいかつこんきゅうしやじりつしえんじぎょう まどぐち
【生活困窮者自立支援事業の窓口】

★福祉事務所の自立相談支援員がご相談をお伺いします。

★原則、生活保護の相談員(ケースワーカー)も同席します。

のうりょく あ しごと できる
能力に合わせて仕事ができますか？

できない

かぞく しんぞく えんじょ たの
家族や親族などに援助を頼むことが
できますか？

できない

よきん ほけん とち かつよう
預金や保険、土地など活用できる資
産はありますか？

できる

せんもん しょくいん
専門の職員が
こま あなたの困りご
かいけつ とを解決するた
てつだ めにお手伝いし
ます。

ある

ほか せいど かつよう
他の制度やサービスを活用
することはできますか？

できる

かつよう せいど
活用できる制度やサービスの
ことを相談してみませんか？

できない

わからない

かつよう ばあい
活用できるかわからない場合
いちど そうだん も一度相談してみませんか？

せいかつ ほ しんせい こくみん けんり ひつよう かのうせい
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は
どなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



03 生活保護のしくみ

生活保護は、原則、「世帯」を単位に決定されます。つまり、同じ世帯にいながら一人だけ生活保護を受けることは基本できません。
一緒に生活している世帯全員の収入が国の定めた最低生活費を下回ったときに、生活保護に該当することとなります。

◆ 【生活保護の「基準」】

最低生活費

◆ 【生活保護の必要がない場合】

世帯の収入

◆ 【生活保護を受けられる場合】

世帯の収入

生活保護費

世帯全員の収入で生活できない部分（ の部分）が生活保護費となります。

■ 最低生活費（生活保護の「基準」）

1ヶ月生活するために必要な最低限度の金額のことです。

世帯の人数や年齢、入院中かどうか、などによって国が決めた基準で、年度ごとに改定されていきます。それぞれの世帯ごとに最低生活費が計算されますので、同じ世帯人数であっても、それぞれの世帯で最低生活費が異なる場合があります。

■ 世帯の収入

世帯で得たすべての収入のことをいいます。

◆ 働いて得た収入【給料（子供のアルバイト収入を含む）、賞与、寸志など】

◆ 恩給、年金、手当の収入

◆ 仕送りや資産を売ったり貸したりして得た収入

◆ 借入金（知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど）

◆ 預貯金や保険金、その他の臨時収入【ギャンブル収入などを含む。】

※ 働いて得た収入については、通勤費や社会保険料などの経費の他、勤労控除を差し引いたうえで、生活保護費を計算することとなります。



04 生活保護の種類 I

生活保護が決定したら次の8つの扶助のうち、生活の必要に応じて支給要件を満たしたものを限度額の範囲内で支給します。また、現金での支給だけでなく関係者に直接支給する「現物給付」もあります。

① 生活扶助（せいかつ）

衣食、光熱費などの日常生活に必要な費用を個人の年齢、世帯の人数などで算定し支給します。また、世帯の事情によって様々な加算があります。

② 住宅扶助（じゅうたく）

家賃や地代、住宅の修理、転居に必要な敷金などの費用について、限度額の範囲内で支給します。

③ 教育扶助（きょういく）

義務教育を受ける子どもの学用品、給食費、課外のクラブ活動を行うための費用など、最低限必要な費用を支給します。

④ 医療扶助（いりょう）

医療費のうち、保険が適用されるものについて支給します。
原則、お住まいの近くにある医療機関で受診してください。

⑤ 介護扶助（かいご）

介護認定を受けている人が介護サービスを利用する際の自己負担分を支給します。

⑥ 出産扶助（しゅっさん）

出産にかかる費用について限度額の範囲内で支給します。

⑦ 生業扶助（せいぎょう）

高等学校にかかる費用（受験料や入学準備金、授業料、課外のクラブ活動を行ったための費用など）や就職するため必要となる技能、資格取得にかかる費用を支給します。

⑧ 葬祭扶助（そうさい）

葬祭に関する費用を支給します。



05 せいかつほご しゅるい 生活保護の種類 II

いちじふじょ 一時扶助について

いちじふじょ まいつき さいていせいかつ
一時扶助は、毎月の最低生活のなかで、どうしてもやり繰りが難しい場合で、福祉事務所
ひつよう みと ぱあい かぎ げんどがく はんないい いちじてき しきゅう
が必要と認めた場合に限り、限度額の範囲内で一時的に支給するものです。

くわ そうだんくだ
詳しくはケースワーカーにご相談下さい。

◆おむつ代

じょうじ ひつよう じょうたい みと ぱあい ひよう しきゅう
常時、おむつが必要な状態にあると認められる場合に、その費用を支給します。

◆家具什器費

せいかつほご かいじ ちょうきにゅういんかんじや しせつにゅうしょしゃ たいいん たいじょ ぱあい さいていげん
生活保護開始時や長期入院患者、または施設入所者が退院や退所した場合に、最低限
ひつよう すいじょうぐ しょつき だんぼう き ぐ れいぼう き ぐ ねっちゅうしょようよぼう ひつよう かた せたい
必要な炊事用具、食器、暖房器具、冷房器具(熱中症予防が必要とされる方がおられる世帯)
ばあい こうにゅう ひよう しきゅう
などがない場合の購入にあてるための費用を支給します。

◆生活移送費

ひこさい かいじゅうき いそう ひつよう ひよう しきゅう ふくしじむしょ しん
引っ越しの際の家具什器などの移送に必要な費用を支給します。ただし、福祉事務所が真
にやむを得ないと判断し、事前承認した場合に限ります。

◆入学準備金

しょうがっこう ちゅうがっこう こうどうがっこう にゅうがく かん ひつよう ひよう しきゅう
小学校・中学校・高等学校の入学に関して、必要な費用を支給します。

◆就労活動促進費

そうき しゅうろう ほご だつきやく みこ かのうせい かつどうじっせき しきゅうようけん み
早期に就労し保護からの脱却が見込まれる可能性があり、活動実績が支給要件を満たし
ばあい しきゅう
ている場合に支給することができます。

◆その他

はいでんせつびひ かざいほかんりょう かざいしょぶんりょう
配電設備費、家財保管料、家財処分料などがあります。

しきゅう いってい じょうけん げんど きんがく しきゅう ぱあい
それぞれの支給には、一定の条件や限度の金額があります。「支給されない」場合もあります
かなら じぜん そうだん
ので、必ず事前にケースワーカーにご相談ください。

いちじふじょ しきゅう りょうしゅうしょ かくにん ひつよう かなら ほかん
一時扶助の支給には領収書などを確認する必要があります。必ず保管しておいてください。

■ 就労自立給付金について

就労自立給付金は、安定した職業についていたことなどにより、生活保護を必要としたなくなった人に支給するものです。

◆ 対象者

世帯員が安定した職業についていたことなどにより、生活保護を必要としなくなったと認められた世帯。

* 安定した職業とはおおむね、6か月以上雇用されると見込まれ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができます。

◆ 支給する時期

世帯を単位として生活保護の廃止時または廃止後に一括で支給します。

◆ 支給額

単身世帯は、上限10万円（最低支給額2万円）

二人以上の世帯は、上限15万円（最低支給額3万円）

◆ その他

生活保護の受給内容や収入などにより、それぞれ給付額が異なります。詳しくは、ケースワーカーにご相談ください。

■ 進学・就職準備給付金について

進学・就職進学準備給付金は、高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くことにより保護を要しなくなる方に対し、一時金を支給するものです。

◆ 対象となる進学先

大学、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校のこと）、職業能力開発大学校の専門課程、水産大学校、海上技術大学校、国立看護大学校など

◆ 支給額

転居する場合は30万円

その他の場合は10万円

◆ 申請する時期

原則として、合格後の入学手続又は、内定後に入社等手続きを開始した日以降生活保護世帯に属しているまでの間となります。

◆ その他

1 現在の自宅から通勤通学する場合は、その方の生活保護費は支給されませんが住宅扶助費については減額されません。

2 進学・就職準備給付金以外にも奨学金などの制度がありますので、高校などを卒業した後の進路については、早い時期からケースワーカーに相談しましょう。



06 生活保護の相談から開始まで

生活保護は、主に次のような手続きの流れで利用することになります。

STEP01
そ う
相 談

「生活に困っている」、「生活保護を利用したい」と思ったら
福祉事務所（生活困窮者自立支援相談員）に相談してください。
生活や資産、親族とのかかわりの状況などを確認させていただけます。また、生活保護を利用しなくても生活できる場合などは生活保護以外の解決策も提案いたします。

STEP02
しん せい
申 請

生活保護は本人または扶養義務者などの意思で申請する必要があります。生活保護の申請書類に必要事項を記入し、**福祉事務所**に提出して下さい。ただし、急迫した状態にあるときは、本人からの申請がなくても**福祉事務所**の職権で生活保護を開始する場合もあります。

STEP03
ちょう さ
調 査

申請後、**福祉事務所**の調査担当ケースワーカーが自宅を訪問し、
生活の状況や保護の要件が満たされているか調査します。
【調査の内容】
生活歴／収入・資産の状況／健康状態など。
また、ご親族に援助の可能性について照会を行うことがあります
が、DVや虐待等の特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談ください。

STEP04
けつ てい
決 定

調査の結果と、国が定めた生活保護の基準をもとに計算した世帯の最低生活費を比べ、保護の開始または却下を決定し書面にてお知らせします。

STEP05
つう ち
通 知

【生活保護を受けることができる場合】
生活保護決定通知書を交付します。
詳しくは調査担当ケースワーカーに確認してください。
【生活保護を受けられない場合】
生活保護却下決定通知書を交付します。



07 生活保護の支給

■ 毎月の生活保護費（定例の支給）

生活保護は、原則、世帯を単位に決定されます。

同じように、生活保護費も原則として世帯を単位に世帯主に支給します。

支給日は、毎月3日です。ただし、3日が土曜日・日曜日・祝日などの場合は、「直前の平日」が支給日となります。

〈例えば・・・〉

4月3日が土曜日の場合

前日の4月2日（金曜日）に支給します。

4月3日が日曜日の場合

前日の4月2日は土曜日なので、その前日の

4月1日（金曜日）に支給します。

※毎年1月の生活保護費は12月下旬に支給します。（支給日は前もって連絡します）

■ 臨時の生活保護費（追加の支給や緊急の支給）

生活保護を開始したときの初めての支給や、月の途中で世帯の事情が変更したときは毎月15日または臨時に支給することができます。ただし、毎月の生活保護費と同じように、15日が土曜日・日曜日・祝日などの場合は、「直前の平日」が支給日となります。

■ 支給の方法

生活保護費は、原則あなたが指定する金融機関口座への振り込みにより支給します。ただし、世帯の特別な事情があるときや臨時的な支給については、福祉事務所の窓口で直接支給する場合があります。

※窓口で生活保護費を受け取る場合には、生活保護受給証と印鑑を必ずご持参ください。

ひつよう とどけで 08 必要な届出

生活保護は世帯を単位で利用します。そのため、世帯全員について生活の状況に変化があったときは、生活保護費を調整する場合がありますので、福祉事務所に必ず報告（届け出）をしてください。

LIST 01

世帯の状況に変化があったとき

- ◆ 住所が変わった。（転居などについては事前に必ず相談してください）
- ◆ 家族に変化があった。（出生・死亡・転入・転出・入退院・入退学・卒業・結婚・事故など）
- ◆ 就職や離職をした。
- ◆ 健康保険の資格を取得や喪失した。
- ◆ 帰省などで家を長期間留守にする予定がある。（おおむね2週間以上）
- ◆ 生命保険などの加入、解約、名義変更をした。
- ◆ 家賃・地代が変更された。
- ◆ 他にも生活状況に変化があった。

LIST 02

収入に変化があったとき（収入申告書の提出が必要です。）

- ◆ 毎月の給与や賞与、日払いの給料などの収入があった。
 - ◆ 年金などの公的な手当があった。または金額に変更があった。
 - ◆ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があった。
 - ◆ 交通事故の慰謝料、補償金などがあった。
 - ◆ 相続、養育費、仕送りなどの収入があった。
 - ◆ 借入金（知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど）があった。
 - ◆ 不動産などの資産を相続または売却した。
- ※ 資産申告書（預金通帳の写しなどを含む。）を、少なくとも年に1回以上提出してください。
- ◆ 就労に伴う収入の申告を適正に行えば、一定の金額を収入として認定しない取り扱いができる、一部が手元に残ることになります。

【基礎控除】就労収入がある場合、給与の総額から一定の金額が差し引かれます。

【未成年者控除】未成年が就労した場合、基礎控除とは別に一定の金額が差し引かれます。

- 【必要経費など】社会保険料や所得税、通勤交通費など必要経費が差し引かれます。
- ※ 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行の費用、学習塾代、大学や専門学校の入学金などにあてられると認められたものは収入として認定しません。
 - ※ ほかにも自立のためにあてられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いができる場合があります。申告するときに、ケースワーカーにご相談ください。



けんり ぎ む 09 権利と義務

せいかつほ ご りようしゃ けんり 生活保護利用者の権利

ひょう どう 平 等

じょうけん み
条件を満たせば、だれでも平等に生活保護を利用できます。

り 利 用

せいとう りゆう
正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護が利用でき
なくなることはありません。

ぜい きん 税 金

せいかつほ ご しきゅう
生活保護で支給されたお金には税金がかかりません。

さし おさえ 差 押

せいかつほ ご りよう
生活保護を利用する権利を差し押さえられることは 없습니다。

めん じよ 免 除

しんせい
申請によって、国民年金や市県民税、固定資産税などの免除が受け
られます。

せいかつほ ご へんこう はいし ていし ぶんしょ し
生活保護の変更、廃止、停止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服が
あるときは、その決定を知った翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対し
て、審査請求をする権利もあります。

めんじよ じよせい せいど 免除や助成の制度など

せいかつほ ご う
生活保護を受けている間は地方税や国民年金保険料、NHKの放送受信料などの免除が受
けられる場合があります。申請の方法などについては、ケースワーカーにご相談ください。

めんじよ じよせい せいど 専門の相談員による支援

いりょうふ じよそうだんしえん
医療扶助相談支援・・・身体や心の健康管理について相談を受け、お手伝いします。
じゅうろう し えん
就労支援・・・あなたの状況に応じた就職活動をお手伝いします。

■ 生活保護利用者の義務

※生活保護費は、住民の皆さまの支援（税金）によって支えられています。

指 示

福祉事務所より生活保護の目的の達成に必要な指示などを受けたときは、これに従わなければなりません。

のう 能 力

はたら働く人はその能力に応じて、働いて収入を得られるよう努力しなければなりません。

けん 健 康

健康の保持・増進に努め、病気の人は医師の指示に従い治療を受け、治すように努力しなければなりません。

しん 申 告

世帯全体の収入を正しく申告しなければなりません。

し 資 産

生活に必要がなく、売却などで生活にあてることができる資産（土地や自動車（125cc以下のバイクを除く）など）は原則として保有が認められません。

※ただし、保有を認められる場合がありますので、ケースワーカーにご相談ください。

■ 生活保護費の返還について（生活保護法第63条）

生活保護の開始以降に以下の例のような事情で資産を得たときは、後日、それまでの間に支給した生活保護費の全部または一部を返還してもらうことがあります。

◆ 保護開始時にお金に換えられなかった財産をお金に換えることができたとき。

◆ 年金をさかのぼって受け取ったとき。

◆ 事故や災害の保険金、保証金、示談金などを受け取ったとき。

◆ 生命保険を解約して、その返戻金を受け取ったとき。

■ 不正受給について（生活保護法第78条）

収入があるのに報告しなかった場合、うその届出をした場合など、不正な手段で保護費を受け取ったり、受け取らせた場合は不正受給となります。

不正受給に係る保護費は必要最小限の実費を除きすべて徴収されます。

また、不正受給の内容によっては、不正受給した金額に100分の40を乗じた額以下の金額が上乗せされ、その分も含めて返さなければならない場合があります。

■ 罰則について（生活保護法第85条）

生活保護費の不正受給が意図的に行われ、その行為が悪質と判断した場合は、警察に告訴される場合があります。告訴されると生活保護法第85条に定める罰則が科せられ、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

ただし、刑法に定めがある場合は、刑法による罰則が（優先して）科されます。



いりょう かいご 10 矢療・介護

■ 通院するとき・入院するとき

はじ びょういん せじゅつきかん ふく 初めて病院（施術機関を含む。）にかかるときには、福祉事務所または各支所で「傷病届」を提出し、医療要否意見書または診療依頼書をもらい、それを持って受診してください。その際は、マイナンバーカード（もしくは生活保護受給証）を持参してください。
ただし、緊急の場合は必ず福祉事務所に電話してから受診し、あとで「傷病届」を提出してください。

また、次のようなことに注意してください。

【通院の場合】

- ◆原則、お住まいの近くにある「生活保護の指定医療機関」で受診してください。
- ◆同じ病気で、2つ以上の病院を受診することはできません。
- ◆夜間や休日など緊急の場合で、福祉事務所との連絡がつかない場合は、病院の受付でマイナンバーカード（もしくは生活保護受給証）を呈示し、受診してください。
受診したあとは、すみやかに福祉事務所へ受診した日と医療機関を連絡してください。

【入院・退院の場合】

- ◆入院予定があるときや退院するときは、事前にケースワーカーに連絡してください。
- ◆緊急で入院した場合は、入院後すみやかにケースワーカーに連絡してください。
- ◆医療要否意見書は交通事故などの第三者行為には使用できません。
- ◆保険診療で認められない治療（特別療養環境室の利用など）は受けられません。

だいさんしゃこうい 第三者行為

こうつう じ こ 交通事故などのように、第三者の行為によってケガをしたり、病気になった場合、そのいりょうひ かがいしゃ ふたん 医療費を加害者が負担すること。

■ その他の医療扶助について

つぎ 次のようなときは、一時扶助が支給される場合がありますので、事前にケースワーカーにそうだん 相談してください。

- ◆メガネやコルセットなどの治療材料が必要なとき。（原則、修理又は貸与となります。）
- ◆通院する際に交通費が必要なとき。（原則、お住まいの近くにある医療機関に通院する場合に限られます。）

■ ジェネリック医薬品について

薬をもらうときは、医師がジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を認めている場合は、原則としてジェネリック医薬品の処方を受けてください。

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬のことです。

ポイント

健康に気を付けて日々の生活を送りましょう。

生活保護は自立した生活を送るために援助することを目的とした制度であり、「自立」することを目指にケースワーカーが、そのお手伝いをします。

自立するために必要なことは、生活保護を受給する人自身が、健康であることが大切です。

食事や運動、睡眠などについて規則正しい生活を心がけることは生活習慣病をはじめとした、様々な病気の予防につながります。

福祉事務所では、医療扶助相談・指導員が生活保護を受給する人への体やこころの相談を受け付け、必要なアドバイスや専門の医療機関の紹介などのサポートを行っています。

身体やこころについて疑問に思うことや不安に感じていることがあれば、ご相談ください。

■ 介護サービスを利用したいとき

介護が必要となったときは、介護サービスを利用できます。

介護サービスを利用する場合、まずは、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かの認定を受けなければなりません。手続きについては、ケースワーカーに相談してください。



ほか ちゅういじこう その他の注意事項など

じぜん そうだん 事前の相談

せいかつ ほ ご てきょう 生活保護が適用になりますと、生活はすべてあなたの収入と保護費を合わせた額(最低生活費)の範囲内でしていただくこととなります。

しかし、このほかに災害などにより、特別に必要となる費用が生じた場合に支給できるものもありますので、相談してください。

かくしゅ ほ ご ひ しきゅう 各種保護費を支給するには、手続きがあります。相談、申請は、必ず事前に行つてください。

また、経済的なことに限らず、あなたの生活に何か思わぬことがおこったり、困ったことがおきたとき、生活保護の手続きでわからないことがあったときは、担当ケースワーカーに相談してください。生活保護の制度では解決できない場合でも、他の法律や制度などから解決できる方法をあなたと一緒に考えていきます。

※来所する場合は、ケースワーカーが訪問などにより、不在にしていることがありますので、事前に電話連絡をしてから来所してください。

こう むしちこぼうがい 公務執行妨害

こう むしちこぼうがいさい 公務執行妨害罪は、職員(公務員)が職務を執行するにあたり、職員に対して暴行または脅迫を加えるという犯罪です。

まどぐち 窓口、電話、家庭訪問時等において、公務執行妨害と判断される行為が確認された場合は、速やかに警察に通報し、厳正な処分を求めていくこととしています。

けいさつ つうほうれい 【警察へ通報例】

- ◆ 職員の胸ぐらをつかんだ。 → 「暴行」
- ◆ 職員に面会を強要し、または強要しようとした。 → 「脅迫」
- ◆ 福祉事務所に長時間または執拗に居座る。 → 「脅迫」
- ◆ 職員に声を張り上げたり、机を叩いたりして反論した。 → 「脅迫」
- ◆ 職員に「死ね」・「殺すぞ」・「死んでやる」と言った。 → 「脅迫」

などです。

けいほうだい じょう こう む しちこう ぼうがい つみ 【刑法第95条 公務の執行を妨害する罪】

こう むしちこぼうがいおよ しょくむきょうよう
(公務執行妨害及び職務強要)

だい じょう こう むいん しょくむ しちこう 第95条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は
ねん い か ちようえき も きんこ まんえん い か ばっきん しょ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 公務員にある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、
ぼうこうまた きょうはく くわ もの せんこう どうよう 暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

■ ケースワーカーと民生委員

ケースワーカー

ケースワーカーは、保護の決定や継続に必要な調査を行い、保護を正しく行うために、定期的に家庭訪問を行います。
何か生活で困ったことがあれば、ご相談ください。

ケースワーカーと生活保護を受ける人のパイプ役です。生活に困ったことや悩みごとなどの相談に親身に応じてくれます。相談内容に関しての秘密は厳守されますので、安心して相談してください。
(生活保護法第22条 民生委員の協力)

民生委員

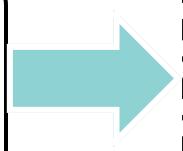
【 生活保護に関する問い合わせ先 】

◆ 松浦市役所（代表番号） ☎0956-72-1111

松浦市福祉事務所 生活福祉第一係（内線149・162）

生活福祉第二係（内線151・152）

あなたの担当
ケースワーカー



せいかつふくしだい 生活福祉第一係（内線149・162）
せいかつふくしだい 生活福祉第二係（内線151・152）

）です。